

公民館使用規定

- 1, 平和町公民館(以下、公民館という)は、平和町自治会に入会している住民を対象に地域社会の公共の用に供するものを第1義とする。ここで言う地域とは、山里小・中学校の区域内を指す。
- 2, 公民館は、自治会の総会、役員会、区長会、など自治会活動に使用するほか、自治会内の各種団体の行事、会員親睦を目的とした会合などに利用する。
- 3, 商社などの行う販売促進や展示会などの営業の用に関することには貸与しない。
- 4, 会費、授業料、手数料など徴して行う趣味の会、勉強会は原則として貸与しないが、これらの利用者、受益者の大半が自治会員及び地域住民である場合はケースバイケースで対処する。
- 5, 利用する際の優先順位は、
 - ① 自治会の行事、会合
 - ② 自治会員が共同の目的で行う会合
 - ③ 地域住民が共同の目的で行う会合
 - ④ 自治会内の企業や団体が団体活動の1環として行う会合
 - ⑤ 自治会員個人を主体とする会合。ただし、冠婚葬祭は別途協議するものとする。
 - ⑥ 4で示した会合
- 6, の優先順位に従って、会の利用者は万一上位の順位者から利用申し込みがあった場合、たとえ先に利用申し出をしても上位者に譲らなければならない。
この場合の指示は、自治会長の命を受けて、公民館主事が行う。
- 7, 公民館を利用しようとするものは、前各項に示した利用の準則及び利用申込書に記された指示事項を遵守しなければならない。利用に際し発生した利用者の責による破損、遺失等の損害については、遅滞なく弁償しなければならない。
- 8, 公民館を利用料は、自治会の行事、会合、自治会員のための会合または集会で、自治会長の承認を得た場合、無料とする。
その他の利用料は、次のとおりとする。
時間区分を午前、午後、夜間に分け、各区分ごとにホール1200円 会議室及び舞台600円とする。尚、利用目的によっては、別途協議して定める場合がある。
- 9, 公民館の利用に際して、冷暖房を使用しようとするときは、ホールで30分につき100円を支払うものとする。
- 0, 公民館を利用して退出するときは、机、椅子等備品を原状に復し、紙くず等のゴミを清掃しなければならない。そののち、玄関の鍵を公民館主事へ遅滞なく返還する。

附則

- 1, この規定は、平成23年4月1日に制定し、どう期日より施行する。

